

中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会の設置について（案）

（平成 26 年 月 日部会決定）

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会循環型社会部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、水銀廃棄物適正処理検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく水銀廃棄物の適正な処理等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

水銀廃棄物適正処理検討専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

昨年10月の外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」(以下「水俣条約」という。)については、これまでに我が国を含む97カ国が署名し1カ国(米)が締結している。国連環境計画(UNEP)は、今後2~3年程度での条約発効を目指しており、我が国としても、日本の地名を冠する条約ができる限り早期に締結すべく、次期通常国会(平成27年の常会)での承認を念頭に、関係府省が協力して作業を進めているところである。

環境省としても、水俣条約を踏まえた水銀対策を検討するため、平成26年3月17日に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」を諮問し、同日付けて関係部会の循環型社会部会(水銀廃棄物対策について)及び大気・騒音振動部会(大気排出対策について)、環境保健部会(水銀対策(循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係る事項を除く)について)にそれぞれ付議された。

水俣条約では、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、締約国に適當な措置をとることを求めている。我が国では、水銀を含むばいじん、汚泥等は、廃棄物処理法に従いこれまで処理されてきているが、金属水銀はこれまで有用物として取り扱われており、廃棄物処理法の適用を想定していなかった。今後、条約により水銀の使用用途が制限されることに伴い、廃棄物として取り扱われるような水銀及び水銀含有廃棄物が出てくることが想定されるため、水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策について、検討を行う必要がある。

このため、標記専門委員会を設置して、水銀廃棄物の適正処理等に関する事項等について、必要な検討をいただくものである。

2. 検討事項

本専門委員会では、水俣条約を踏まえ、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法、及び水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策について、その排出実態や特性に応じて検討する。

3. 検討スケジュール

年内の報告書取りまとめを目指し、概ね1~2ヶ月に1回程度開催する予定。

4. 運営方針

- 専門委員会は、学識経験者等から構成する。

諒問第374号
環保安発第 1403171号
平成26年3月17日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣

石原 伸晃



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（諒問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、
水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について、貴審議会の意見を
求める。

（諒問理由）

水銀は、様々な排出源から排出され、全世界の環境中を循環するなかで生物に蓄積し、人や野生生物に有害な影響を及ぼすおそれが指摘されている。先進国では水銀の使用・排出は減少しているものの、開発途上国においては依然として水銀が使用・排出されており、世界的な取組による水銀の適正管理及び排出削減が課題となっている。

このような認識の下、平成25年10月に熊本市及び水俣市で開催された外交会議において、「水銀に関する水俣条約」（以下「条約」という。）が採択されたところである。

条約では、産出から使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体にわたって水銀の環境への排出を削減するための対応が求められている。我が国においては、これまで官民の努力により様々な水銀対策が進められているが、条約の趣旨を踏まえて包括的な水銀対策の実施が求められることとなる。

このため、条約を踏まえた今後の水銀対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第764号
平成26年3月17日

中央環境審議会循環型社会部会
部会長 浅野 直人 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（付議）

平成26年3月17日付け諮問第374号をもって環境大臣から当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、循環型社会部会に付議する。

なお、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策及び今後の水銀対策（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係るものを除く。）については、それぞれ大気・騒音振動部会及び環境保健部会に付議したことを申し添える。

(参考)

水銀廃棄物の概要

1. 水俣条約の規定

条約上、「水銀廃棄物」は、基準値*を超える量の水銀を含む以下の廃棄物と定義されており、バーゼル条約技術ガイドラインを考慮し、附属書*の要件に従って環境上適正な方法で管理することとされている（第11条）。

- ① 水銀又は水銀化合物から構成される廃棄物（廃金属水銀）
- ② 水銀又は水銀化合物を含む廃棄物（廃蛍光管、廃乾電池など）
- ③ 水銀又は水銀化合物に汚染されている廃棄物（汚泥、焼却灰など）

*水銀の閾値及び附属書は今後締約国会議にて決定されるが、各締約国の国内規制を考慮することとされている。

2. 我が国における水銀廃棄物の排出状況

我が国では、年間60～70トンの水銀廃棄物（現在、有価物として取り扱われているものも含む。）が発生していると推計され、このうち約50トンの水銀が回収・再生され、そのほとんどが輸出されている。

条約に従い、原則2020年までに、一定含有量以上の水銀添加製品の製造が禁止されるが、条約上認められた用途への使用は今後も一部継続することが考えられる。

回収水銀の約8割は非鉄精錬スラッジ由来であり、水銀蒸留施設（野村興産）で水銀回収されている。回収状況は概ね以下のとおり。

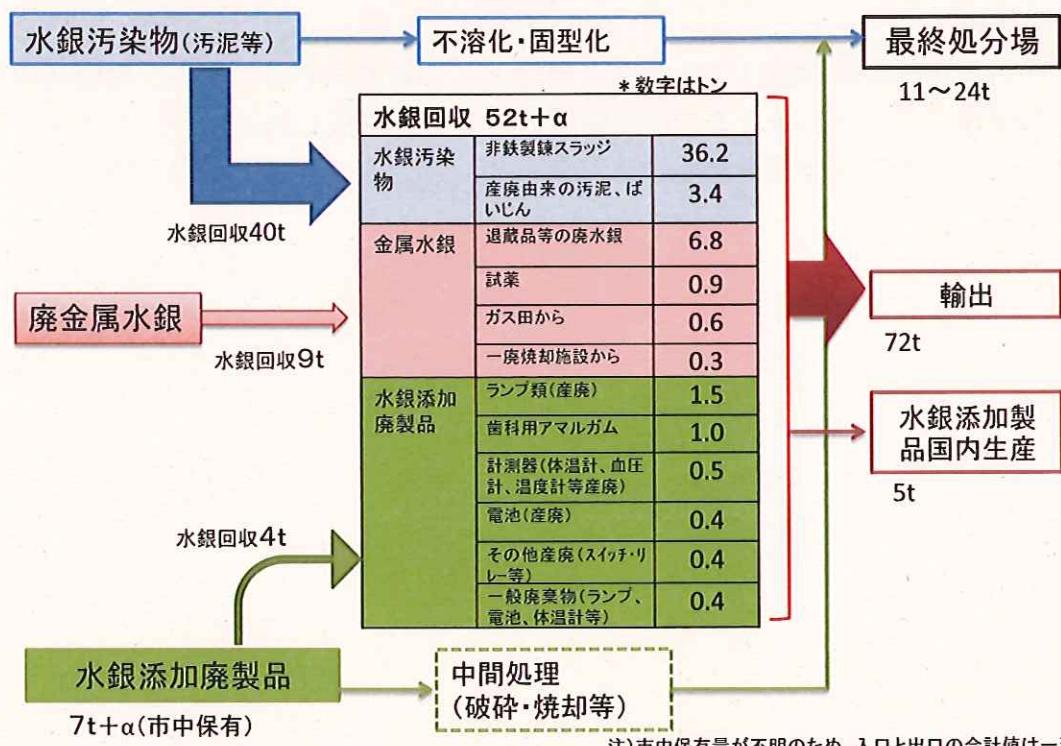


図 廃水銀のマテリアルフロー（2010年ベース）

3. 廃棄物処理法における水銀廃棄物規制の状況

(1) 水銀汚染物（汚泥等）

廃棄物処理法上、水銀の溶出量が 0.005mg/L を超えるばいじん、汚泥等は特別管理産業廃棄物に該当する。これらの処分に当たっては、固化を行ったうえで遮断型最終処分場、或いは、 0.005mg/L 以下となるように処理して管理型最終処分場で埋立処分される。現状は金属水銀としての回収ルートが経済的に優位であるため、水銀汚染物の大半は水銀回収が行われており、発生量の少ないものについては、固化や薬剤処理により溶出を押さえ管理型最終処分場で埋立処分されている。

(2) 水銀添加廃製品

<一般廃棄物>

水銀添加廃製品のうち一般廃棄物にあたるものとしては、主に、電池、蛍光管及び水銀体温計が挙げられ、市町村・全都清ルートを経由し水銀回収が行われているものもあるが、直接、埋立処分がなされているものもある。

<産業廃棄物>

水銀添加廃製品は、廃棄物処理法上の扱いはそのものの性状によって判断され、例えば蛍光管は金属くず、ガラスくず等の混合物として取り扱われる。現在は、水銀回収や固化処理が行われているものもあるが、直接、埋立処分がなされているものもある。

(3) 金属水銀

回収・再生される金属水銀はこれまで有価物として取り扱われており、廃棄物処理法の適用を想定していなかったが、今後廃棄物として取り扱われるようになるものについては、環境上適正に処理されるよう特別な処理基準を設定する必要がある。

水銀に関する水俣条約

(平成26年3月現在)

採択までの経緯

- 2001年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- 2009年2月 第25回UNEP管理理事会(GC25)において、2010年に交渉を開始し、2013年までの条約採択を目指す旨合意。
- 2010年6月 第1回政府間交渉委員会(INC1)が開催され、その後2013年までに5回のINCを開催。
- 2013年1月第5回政府間交渉委員会(INC5)において、「水銀に関する水俣条約」条約文案に合意。
- **2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。**
 - 60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席。
 - 水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。外交会議期間中に92カ国・地域が条約に署名。

(その後米が条約に署名・締結。2014年3月24日現在、署名97カ国、締結1カ国)

条文の概要

- 前文に水俣病の教訓について記述。
- 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- 水銀添加製品(蛍光管、体温計、血圧計等)の製造・輸出入、水銀を使用する工業プロセス(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)。
- 大気・水・土壤への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)を基に排出削減対策等を推進。
大気への排出については、石炭火力発電所、非鉄金属鉱業等を対象として削減。
- 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズムの創設。

条約発効に向けた取組

- 条約は、50カ国が締結してから90日後に発効。
- 条約発効後1年内に締約国会議第1回会合(COP1)が開催。
- UNEP事務局は、今後2~3年内の条約発効を目指す旨、外交会議において発言。